

令和7年度 保育所・幼稚園入園案内



 南 会 津 町

令和6年11月

も く じ

1. 子ども子育て支援新制度	2
子どものための教育・保育給付	2
子育てのための施設等利用給付	3
2. 入所・入園等の申込み	4
入所・入園の対象となる子ども、提出書類、利用開始までの流れ（令和6年4月入所・入園の場合）、年度途中の入所・入園について、転所・転園について、入所・入園の解除、注意事項	4～ 6
提出書類の記載例	7～13
3. 保育所	14
保育所とは、入所の対象となる児童等	14～15
南会津町保育所一覧、役場担当窓口	16
(1) 保育所保育料について	
保育料、保育短時間認定、保育料の納入方法、保育料の変更・減免	17
年齢・クラスの取扱い	18
保育所保育料基準月額	19
(2) 保育内容について	
保育時間、送迎について、給食	20
健康管理	21
(3) 特別保育事業等の内容について	
延長保育、乳児保育、一時預かり、障がい児保育、病児・病後児保育	22
4. 幼稚園	23
幼稚園とは、入園の対象となる子ども、南会津町幼稚園一覧	23
(1) 幼稚園利用料について	24
(2) 幼稚園預かり保育料等について	
預かり保育	24
5. 子育て支援について	25
子育て支援センター、園庭等の開放、未就園児保育	25
こども家庭センター『えがお ぷらす』	26

1. 子ども・子育て支援新制度

○子どものための教育・保育給付

「子どものための教育・保育給付」とは、町が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無や児童の年齢に応じた支給認定を行うものです。南会津町内の保育所（5施設）、幼稚園（2施設）、小規模保育所（2施設）は、全て子ども・子育て支援新制度の適用を受ける施設です。利用（入所・入園）開始までに「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定」の申請手続きを行い、支給認定を受ける必要があります。

保育料は幼児教育・保育の無償化により、教育認定（1号認定）の子どもは全て無償、保育認定（2・3号認定）の子どもは、各年度当初（4月1日）の段階で満3歳以上の子どもは無償となり、満3歳未満の子どもは保護者の町民税課税状況に応じた負担となります。また、副食費（おかず代等）は保育料に含まれなくなり、一部の免除される方を除いて保護者が負担することになりましたが、南会津町では独自の子育て支援策として全員が無償となるようにしています。

【支給認定「保育標準時間」と「保育短時間」】

保育所や幼稚園などを利用される場合、保育の必要性の有無や保育の必要量について認定（「支給認定」（※1））を受けていただくことになります。

保育の必要性が認定された場合は、さらに保育の必要量（※2）に応じ、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

※1 支給認定の区分（利用する施設の種類の種類、児童の年齢等によって区分が分かります）

支給認定区分	利用施設	認定要件
1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 2号認定以外の子ども
2号認定 (保育認定)	保育所	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 保育を必要とする子ども
3号認定 (保育認定)	保育所	満3歳未満の保育を必要とする子ども

※2 保育の必要量に応じた区分

2号、3号認定については、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

就労を理由とする場合の保育必要量は、次のとおりです。

就労時間（保育の必要性）	保育の必要量	保育時間
1か月あたり120時間以上	保育標準時間	1日あたり最長11時間
1か月あたり48時間以上120時間未満	保育短時間	1日あたり最長8時間

- ・就労時間は目安で、通勤時間も考慮して認定します。
- ・就労時間が「保育短時間」に該当する場合でも、保育を必要とする時間帯が各保育所の定める「保育短時間」（8：30～16：30）を超えるときは、「保育標準時間」として認定することがあります。

○子育てのための施設等利用給付（幼稚園のみ。平日、長期休暇中の預かり保育）

幼稚園等の預かり保育、新制度未移行の私立幼稚園、一時保育、認可外保育施設等の利用者負担についても、無償化（月額上限あり）の対象となります。無償化の対象になるためには、利用開始までに「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きを行い、給付認定を受ける必要があります。

無償化の対象となる方、対象となる事業は次のとおりです。

施設等利用給付認定区分	保育の必要性	認定要件	対象施設等	無償化上限月額	備考
新1号認定	無	満3歳以上の小学校就学前の子ども	新制度未移行の幼稚園 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部	25,700円（教育時間のみ） ※国立大学附属幼稚園等を除く	
新2号認定	有	3歳児以上（3歳の誕生日を過ぎて最初の4月1日以降）の小学校就学前の子どもであって保育の必要性がある子ども	幼稚園や認定こども園（1号）が行う預かり保育事業	11,300円 ※利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）	
			認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	37,000円	保育所、幼稚園等に入所していない方
新3号認定	有	3歳児未満（0歳から3歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日まで）で保育の必要性があり、住民税非課税世帯の子ども	幼稚園や認定こども園（1号）が行う預かり保育事業	16,300円 ※利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）	
			認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	42,000円	保育所、幼稚園等に入所していない方

- ・無償化の対象となるのは、認定日以降の利用料のみです。認定日より前にさかのぼって利用料の給付を受けることはできません。

2. 入所・入園の申込み

○入所・入園の対象となる子ども

◇保育所：保護者が就労等により家庭で保育することが困難な子ども※

◇幼稚園：満3歳以上の子ども

※保育することが困難な子どもについては「入所の対象となる児童等」（P14～15）を参照

○提出書類

申込書等は各保育所、幼稚園、健康福祉課、各総合支所町民課に備えてあります。

申込書類に不足がある場合や記載漏れがある場合は認定できないことがありますので不備がないよう提出をお願いします。

保 育 所（小規模保育所を含む）

（1）各施設が定める書類

（2）施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書 ※記載例 P7～10
添付書類（次に該当するもの）

	添付書類	該当者
1	就労証明書	就労者の場合 ※記載例 P13
2	求職活動申立書	未就労者の場合
3	介護（看護）状況申立書	親族の介護（看護）をしている場合
4	診断書（保育支給認定用）	同一世帯に疾病者・障がい者がいる場合 障がい者手帳等、疾病者・障がい者であることが確認できる写しでも可
5	母子手帳の写し	妊娠中の場合 写しを添付
6	在学証明書等	職業訓練等で就学中の場合 就学が確認できる写しを添付
7	児童扶養手当証書等	ひとり親の場合 離婚や死別が確認できる写しを添付
8	生活保護受給証明書	生活保護世帯の場合 写しを添付
9	市町村民税課税証明書	令和6年1月1日以降に南会津町に転入し、課税情報が登録されていない場合 原本を添付

幼 稚 園

（1）各施設が定める書類

（2）施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書※記載例 P7～10
添付書類（以下の該当するもの）

・市町村民税課税証明書…令和6年1月1日以降に南会津町に転入し、課税情報が登録されていない場合（転入前の市町村で発行）

- (3) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（幼稚園の預かり保育事業を利用する場合）※記載例 P11～12

添付書類（次に該当するもの）

	添付書類	該当者
1	就労証明書	就労者の場合※記載例 P13
2	求職活動申立書	未就労者の場合
3	介護（看護）状況申立書	親族の介護（看護）をしている場合
4	診断書（保育支給認定用）	同一世帯に疾病者・障がい者がいる場合 障がい者手帳等、疾病者・障がい者であることが確認できる写しでも可
5	母子手帳の写し	妊娠中の場合 写しを添付
6	在学証明書等	職業訓練等で就学中の場合 就学が確認できる写しを添付
7	児童扶養手当証書等	ひとり親の場合 離婚や死別が確認できる写しを添付
8	生活保護受給証明書	生活保護世帯の場合 写しを添付
9	市町村民税課税証明書	令和6年1月1日以降に南会津町に転入し、課税情報が登録されていない場合 原本を添付

○利用開始までの流れ（令和7年4月入所・入園の場合）

- (1) 入所申込…下記に記載する役場の窓口にお申込みください。

- ・南会津町役場本庁舎 健康福祉課子育て支援係
- ・舘岩総合支所 町民課住民係
- ・伊南総合支所 町民課住民係
- ・南郷総合支所 町民課住民係

令和7年度の受付期間は次のとおりです。

令和6年11月1日(金) ～ 令和6年11月29日(金)

※受付時間は開庁時間内に限ります。

↓

- (2) 書類確認…提出いただいた申込書類を町で確認させていただきます。書類に不備や不足がある場合は、修正や追加提出をお願いする場合があります。

↓

(3) 入所・入園決定…審査の結果、保育を必要とする程度を認定したうえで、保育所・幼稚園ごとの入所受入可能人数に応じて入所を決定し、入所承諾書を1月中旬頃保護者宛に送付します。

※希望する保育所・幼稚園の受入可能人数を超えたとき、あるいは保育所の場合、審査の結果、家庭での保育が可能と判断された場合には入所できない場合があります。

↓

(4) 入所・入園説明会…2月中旬に各施設において説明会を行う予定です。新規に入所される方はお子さんの面接を兼ねて、保護者同伴で必ず出席してください。なお、説明会の日時は各施設よりお知らせします。

↓

(5) 入所・入園式…4月上旬予定です。日程の詳細は、各施設よりお知らせします。

○年度途中の入所・入園について

令和7年度の入所・入園申込は受付期間を過ぎた後も随時受け付けておりますが、希望先の保育施設の空き状況により、必ずしも入所・入園できるとはかぎりませんので、あらかじめご了承ください。

○転所・転園について

居住先住所の変更や勤務先の異動など、やむを得ない理由により保育所・幼稚園の退所・退園・転所・転園を希望される場合は、現在通っている保育所・幼稚園に「保育所退所届」を提出したのち、あらためて入所申込を行ってください。また、原則月初めからの転所・転園をお願いしております。

希望先の保育施設の空き状況により、必ずしも転所・転園できるとはかぎりませんので、あらかじめご了承ください。

○入所・入園の解除

保育の実施要件を満たさなくなった、集団生活に支障をきたした、虚偽の申請の事実が判明したなどの場合は退所・退園していただくことがあります。

○注 意 事 項

【申込書等の内容に変更があった場合】

申込書等の内容（住所、家庭構成、勤務先等）に変更があった場合や、入所を取り消したい場合は、必ず提出した窓口へ連絡してください。

また年の途中で退所する場合は、事前の届出が必要です。

【通常保育に慣れるまで】

集団生活に入る子ども達にとって生活環境の変化は、心と体に大きな影響を与える事があります。このため、保育所では児童の状況により、保護者の方に通常の保育よりも短い時間でお迎えをお願いすることがあります。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 入所申込書

認定に必要な申請と同意ですので、保護者が必ず署名してください。
※押印不要

(元号)〇〇年〇月〇日

保護者の連絡先と続柄の記入をお願いします。

付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請するにあたり、支給認定に必要な同一世帯員を含む市町村民税の情報を確認し、決定した利用者負担額について、利用施設に対して提示することを同意する。

保護者	氏名	南会 一郎		連絡先 電話番号	(自宅) 080 - 0000 - 0000 (父)	
	住所	〒967-0004 南会津町 田島字後原甲3531-1				
児童	ふりがな	なんかい だいき		生年月日	性別	続柄
	氏名	南会 大輝		元号〇〇年〇〇月〇日生	男・女	子
	障がい者手帳等の有無	なし・あり ()				
	アレルギー等その他特記事項	なし・あり (「あり」の場合具体的に記入)				

保育の希望の有無(*1)

保育所希望は有
幼稚園希望は無
を○で囲みます

有

保育所等において保育の利用を希望する場合（保護者の労働又は疾病等の理由による：幼稚園等と併願の場合を含む）

→ 以降の項目①～③すべて、及び保育申告書に記入してください。

無

幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）

→ 以降の項目①、②について記入してください。

(*1) 事業所内保育をいいます。
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園をいいます。

① 世帯の状況

生活保護の適用	なし・あり (年 月 日保護開始)					
ひとり親世帯等の該当	なし・あり (□ひとり親世帯等 □在宅障害者のいる世帯)					
区分	氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	備 考
児童以外の世帯員	南会 一郎	父	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男・女	〇〇株式会社	
	南会 良子	母	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男・女	有限会社〇〇	
	南会 翔太	兄	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男・女	〇〇小学校	
	南会 太郎	祖父	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男・女	無職	
	南会 花子	祖母	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男・女	農業	
			年 月 日生	男		

小学校に入学する前の3月31日を記入してください。

② 利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	元号〇〇年 4月 1日 から 元号〇〇年 3月31日 まで		
第3希望まで記入してください。	施設名及び希望理由		事業所番号(町記載)
	第1希望	〇〇〇〇 (希望理由) 自宅から近いため	
	第2希望	△△△△ (希望理由) 母の職場に近いため	
	第3希望	□□□□ (希望理由) 父の職場に近いため	

幼稚園入園希望の場合は、以下記入不要です

③ 保育の利用を必要とする理由等
※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ

日数と勤務時間を記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由 保護者の方(父母等)の状況を記入して下さい	続柄	必要とする理由 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他()	就労の状況 (時間等を記入して下さい。)
父	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他()	居宅外労働 月(25)日・1日(8)時間
			月()日・1日()時間
			月()日・1日()時間
			自営業 月()日・1日()時間
			農業 月()日・1日()時間
			内職 月()日・1日()時間
母	母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☒ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他()	居宅外労働 月(21)日・1日(7)時間
			月()日・1日()時間
			月()日・1日()時間
			月()日・1日()時間
			月()日・1日()時間
			月()日・1日()時間

利用曜日は、基本的には勤務日数が短い方の勤務日等と同じくしてください。

希望する利用曜日・時間	利用曜日	利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで	8時00分から 17時20分まで

希望する保育必要量	☐ 保育短時間 (8:30~16:30)	☒ 保育標準時間 (保育短時間以外)
-----------	--	---

【父母の状況】該当する場合に記入してください

項目	母親
疾病・障害	入院・寝たきり・自宅療養・通院・その他 病名・障がい名()
求職(申立)	就職先内定・ <u>就職先未定</u> ・起業
就学	学校・訓練校等名()
妊娠	出産(予定)日: 年 月 日
【家族の状況】	
介護	介護・寝たきり・自宅療養・通院・その他 () 1日あたり平均()時間
災害	年 月 日
虐待	からの暴力・その他
育児	年 月 日)まで
その他	
【父母以外】	ている方があれば記入してください
氏名	種 級

※1 基本的に父母のどちらか就労時間の短い方を基準に、月48時間~月120時間未満の場合は「保育短時間認定」、月120時間以上の場合は「保育標準時間認定」となります。

※2 保育短時間と保育標準時間で保育料は異なります。

※3 保護者の勤務時間が長くても、送り迎えが可能な場合は保育短時間を選択することができます。

※4 保育短時間認定の方は、標準保育時間を超えて(朝8:30以前、夕方16:30以降)保育を利用した場合、別途延長保育料の負担が生じます。

※5 保育標準時間を希望しても、保護者の労働時間が短い場合は保育短時間に認定する場合があります。

※6 勤務時間の変更等があれば、再度、保育短時間と保育標準時間の変更の申請ができます。

(以下は記入しないでください)

*町記載欄

受理年月日		令和 年 月 日	
-------	--	----------	--

利用 の 経 過	認定の可否		支給(利用)期間		認定者番号	認定区分等
	可 ・ 否		自 令和 年 月 日			
	令和 年 月 日認定		至 令和 年 月 日			□1号 □2号 □3号 (□短 □標)
	施設名					
	可 ・ 否		自 令和 年 月 日			□1号 □2号 □3号 (□短 □標)
	令和 年 月 日認定		至 令和 年 月 日			
施設名						
備考						

記入上の注意

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ役場又は総合支所、各幼稚園、保育所等に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

- 1 保護者欄に記載のうえ、申請内容、及び税情報等の提供に当たっての同意等を確認し、署名・捺印して下さい。なお、住民基本台帳登録とちがう場所に住んでいる場合は、住所の後に()書きで記載してください。
- 2 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。

保護者との続柄は、保護者からみた児童の続柄を記入してください。(例>子、孫など)

「障がい者手帳等の有無」の欄は、申請児童に係る身体障害者手帳、療育手帳等の有無について記載してください。また、「アレルギー等その他特記事項」の欄は、入園施設決定や面接等の参考情報となりますので洩れなく記載してください。

- 3 「保育の希望の有無」については該当する方を○で囲んで下さい。
- 4 ①世帯の状況で、「生活保護の適用」「ひとり親世帯等の該当」欄は、利用者負担額を算定する時に必要な情報となりますので、該当する場合は()内も記載してください。
①「児童の世帯員」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親、及び同居している親族等の全員について記入してください。申請児童の両親については、別居している場合はその旨を「備考」に記入して下さい。また、世帯員の中で申請児童の他の兄弟が学校や児童福祉施設に入所している場合、減免の対象になることがありますので学校名や施設名を記載してください。
なお、その年の1月1日に町に住所がなかった場合は、利用料の決定のために必要な書類(住民税課税証明)をあわせて添付して下さい。
- 5 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設(事業者)の利用を希望する期間を記入して下さい。(「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。)
②「利用を希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由(例えば、既に兄弟が利用しているため、距離が近い等)を記入して下さい。

幼稚園等を希望された場合は、ここまでの記入になります。

- 6 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者(両親又は養親又は後見人など)ごとに、児童を保育できない理由を以下の「保育の認定基準」表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック(☑)し、就労の状況(日数や時間)を同欄に記入して下さい。
※ 就労以外の妊娠・出産、疾病・障害、介護等、災害復旧、虐待・DV、育児休業についての具体的な状況は、父母の状況欄等に記載してください。

保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1) 就労等（家庭外労働）	児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
(家庭内労働）	児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 就労時間は最低で月48時間以上の勤務が必要です。
(2) 妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
(3) 疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
(4) 介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
(5) 災害復旧	火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
(6) 求職活動	児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
(7) 就学	児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合
(8) 虐待・DV	虐待・DVのおそれがある場合
(9) 育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合

7 「希望する利用曜日・時間」は、特別な場合を除き、通常利用を希望する曜日と時間を記入してください。

8 「希望する保育必要量」は、希望する方にチェックをしてください。（以下の※を参照）

- ※1 基本的に保護者の労働時間が短い方の時間が月48時間～月120時間未満の方は保育短時間認定、月120時間以上の方は保育標準時間認定になります。
- ※2 保育短時間認定の場合、保育料が1.7%程度割安な料金になります。
- ※3 保護者の勤務時間が長くても、送り迎えが可能な場合は保育短時間を選択することができます。
- ※4 保育短時間認定の方は、標準保育時間を超えて（朝8：30以前、夕方16：30以降）保育を利用すると、別途延長保育利用料金が発生します。
- ※5 保育標準時間を希望しても、保護者の労働時間が短い場合は保育短時間認定になる場合があります。
- ※6 勤務時間の変更等があれば、再度、保育短時間と保育標準時間の変更の申請ができます。

9 6の「保育の認定基準」において（1）以外にあてはまる場合は、「父母の状況」、「家族の状況」および「父母以外の家族の障がい等」の該当する箇所を記入し、記載した内容によって以下の申告書や写し等を添付してください。

- ・疾病・障がい：診断書、障害者手帳等
- ・求職活動：求職活動申立書
- ・就学等：学生証、在籍証明等
- ・妊娠出産：母子手帳（表紙、出産予定日の記載部分）
- ・介護や看護：介護（看護）状況申立書

（留意事項）

- 支給認定（保育の必要性の認定）及び施設への入所については、
 - ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。

【記載例】

元号〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 南会津町長

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最遅で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 施設の利用開始予定日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

押印不要です。

	フリガナ	ナンカイイチロウ	申請 フリガナ	父	居住地	〒 967 - 0004 南今津町田島字後原甲3531-1
--	------	----------	------------	---	-----	----------------------------------

保護者	フリガナ	ナンカイイチロウ		申請 子ども との続柄	父	居住地	〒 967 - 0004 南会津町田島宇後原甲3531-1	
	氏名	南会 一郎				居住地が市外の場合 市内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先（電話番号）*確実に連絡の取れる順に記入して下さい。						生年月日	元号〇〇年〇〇月〇〇日
	①	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 父勤務先・ 自宅・その他（ ）		②	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 父勤務先・ 自宅・その他（ ）		個人番号 (マイナンバー)	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
子ども 申請	フリガナ	ナンカイダイ		現住所 保護者と異なる 場合のみ記載	〒	-		個人番号(マイナンバー) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
	氏名	南会 大輝						
	3歳以上の子どもの場合にレ点					月日	元号〇〇年〇〇月〇〇日	
認定種別	☒ 申請子どもは、施設の利用開始予定日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) ☐ 申請子どもは、施設の利用開始予定日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)						左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、 下の□にレ点を付けて下さい。 ☐ 市民税所得割非課税に該当	
	該当する□にレ点を付け 3歳未満で町民税非課税世帯の子どもの場合にレ点							
保育を要 とする 理由	(子から見た続柄)		☒ 就労 ☐ 妊娠 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 災害 ☐ 求職 ☐ 母・その他（ ） ☐ 出産 ☐ 障害等 ☐ 看護 ☐ 復旧 ☐ 活動等 ☐ 就学 ☐ その他（ ）					
	(子から見た続柄)		☒ 就労 ☐ 妊娠 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 災害 ☐ 求職 父 ☐ 母・その他（ ） ☐ 出産 ☐ 障害等 ☐ 看護 ☐ 復旧 ☐ 活動等 ☐ 就学 ☐ その他（ ）					
	父							
後日（8月頃）、〇〇市で発行する課税証明書等を提出していただくことがあります。						(父親) ▶ 〇〇県〇〇市〇〇字〇〇678-9 ☐ 現住所と同じ		
施設の利用開始予定日の前年1月1日現在の住所 ※3						(父親) ▶ 〇〇県〇〇村〇〇字〇〇123-45 ☐ 現住所と同じ		

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。

ひとりで親世帯等の有無						非該当 ・ 該当 □(ひとり親世帯 □在宅障害児(者)のいる世帯)					
生活保護受給の有無						非該当 ・ 該当					
(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)		フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先					
	1	ナンカイイチロウ 南会 一郎	父	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇製作所(株)					
	2	ナンカイヨシコ 南会 良子	母	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇会社〇〇店					
	3	ナンカিশョウタ 南会 翔太	兄	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇小学校					
	4	ナンカイトロウ 南会 太郎	祖父	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇建設					
	5	ナンカイハナコ 南会 花子	祖母	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	農業					
	6			個人番号							
	7			個人番号							

- 11 -

裏面の記載例 預かり保育

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	〇〇〇〇ヨウチエン	所在地	〒 967- 〇〇〇〇 Tel 0241(〇〇) 〇〇〇〇 南会津町〇〇字〇〇1234-5
施設名	〇〇幼稚園	利用開始予定日	元号 〇年 〇 月 〇 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
同上	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	元号〇年〇月〇日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日

【記載例】

就労証明書

南会津町長

宛

- ・代表者名は、事業所における代表者の氏名（所長・店長等でも可）を記入してください。
 - ・就労者が派遣社員の場合は、派遣元会社が証明してください。
 - ・自営業などの場合、経営の主体となる方が証明してください。
 - ・証明書の記入にあたり、記入要領を確認してください。
- ※ 証明内容で不明な点について、町から証明者に問い合わせることがあります。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

証明日	西暦	2024	年	11	月	1	日
事業所名	〇〇製作所(株)						
代表者名	子育 太郎						
所在地	〇〇県〇〇町〇〇字〇〇4567-8						
電話番号	〇〇〇	—	〇〇〇	—	〇〇〇〇		
担当者名	子育 太郎						
記載者連絡先	〇〇〇	—	〇〇〇	—	〇〇〇〇		

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☒ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	なんかい いちろう
	本人氏名	南会 一郎 生年月日 1990 年 4 月 4 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2010 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 〇〇製作所(株) 住所 〇〇県〇〇町〇〇字〇〇4567-8
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 225 時間 0 分 (うち休憩時間 1500 分) ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 25 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60.00 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2024 年 8 月 年月 2024 年 9 月 年月 2024 年 10 月 24 日/月 216.00 時間/月 19 日/月 171.00 時間/月 21 日/月 189.00 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ※19 保護者記載欄については、保護者本人が記載してください。
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 南会 大輝 2022 年 6 月 6 日 びわのかげ保育所 ☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 南会 大二郎 2023 年 7 月 7 日 田部原保育所 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

3. 保育所

○保 育 所 と は

保護者が仕事や病気などのため、保育を必要とする児童を保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

児童、特に幼児は愛情に満ちた保護者の手により、正しい育児知識のもと家庭保育されることが理想ですが、やむをえない事情がある場合に限り、公的にお預かりするものです。

保育所は幼稚園とは異なり、就学前の教育や集団生活に慣れさせるためでなく、保育を必要とする児童を保護者に代わって保育し、心身の健全な発達を図ることを役割としています。

○入所の対象となる児童等

保育所に入所できるお子さんは、南会津町内に住んでいて保護者が下記の表のいずれかに該当し、家庭での保育ができないお子さんです。

ただし、下記の表のいずれかに該当する場合であっても、同居の親族などが保育できる場合や、保育所の定員に余裕がない場合など入所できないことがあります。

記

	実施基準	説 明	実施期間の目安
1	家 庭 外 労 働	居宅外で働いている場合	小学校入学までの範囲で保育を必要とする期間
2	家 庭 内 労 働	家庭で児童と離れ、家事以外の仕事（自営や内職）をしている場合	
3	妊 娠 ・ 出 産	妊娠中や出産後間もないことにより安静が必要である場合	出産予定日の前後 2か月程度
4	疾 病 ・ 障 害	病気、負傷または心身の障害がある場合	小学校入学までの範囲で保育を必要とする期間
5	看 護 ・ 介 護	同居の親族等の看護や介護に常時当たっている場合	
6	災 害 復 旧	火災、風水害、地震等による災害の復旧に当たっている場合	復旧が完了すると見込まれる期間
7	求 職 活 動	日中求職活動（起業準備等も含む）を行っている場合	最長 90 日が経過する日の属する月の末日
8	職 業 訓 練 等	学校または職業訓練校等に就学している場合（自動車学校、自宅学習や趣味の口座・カルチャーセンターは該当しません）	卒業・修了予定日の属する末日

9	児童虐待・DV	虐待やDVがある場合（おそれがある場合も含む）	小学校入学までの範囲で保育を必要とする期間
10	育児休業	育児休業時に、既に保育施設に入所している児童が引き続き利用する必要がある場合	育児休業の期間
11	その他	上記の1～10に類似すると町長が認める場合	必要と認める期間

【注 意】 ・祖父母等について、住民票上で世帯分離をしていますが、同じ家屋や同一地番の離れ等に居住している場合は同居となります。

・上記の表の1、2は、自家消費のための農業や、ボランティア活動など無収入で就労と認められない場合は対象となりません。月48時間以上の就労時間が認定の基準です。

南会津町の保育所一覧（令和6年11月1日現在）

	田島地域				館岩地域	伊南地域	南郷地域
運営形態	町立	私立	私立	私立	町立	町立	町立
保育所名	田部原保育所	田島保育園	びわのかげ 保育所	田島 カトリック 暁の星幼稚園 小規模保育所	館岩幼稚園 小規模保育所	伊南保育所	南郷保育所
所在地	田島字田部原 90 番地	田島字向川原 甲 1210-114	永田字枇杷影 1 番地 1	田島字根小屋 甲 4242 番地	松戸原 55 番地	古町字千苺 157 番地	片貝字中田 98 番地
電話番号	0241-62-3996 FAX 64-7400	0241-62-1046 FAX 62-1092	0241-62-9700 FAX 62-9701	0241-62-0568 FAX 62-0595	0241-78-3430 FAX //	0241-76-2034 FAX 76-2054	0241-73-2900 FAX 73-2911
定員	60 人	90 人	90 人	10 人	12 人	60 人	60 人
内 0 歳児	満 1 歳～ 5 人	10 人	満 1 歳～ 5 人	満 1 歳～ 3 人			
内 1 歳児	1～2 歳児	13 人	10 人	3 人	6 人	1～2 歳児	1～2 歳児
内 2 歳児	15 人	16 人	15 人	4 人	6 人	20 人	20 人
内 3 歳児	3～5 歳児 40 人	17 人	20 人			3～5 歳児 40 人	3～5 歳児 40 人
内 4 歳児		17 人	20 人				
内 5 歳児		17 人	20 人				
構造	鉄筋平屋建	木造一部鉄筋 平屋建	木造平屋建	木造平屋建	鉄骨平屋建	木造平屋建	鉄筋平屋建
職員	15 人	35 人	29 人	8 人	7 人	10 人	14 人
内保育士	9 人	18 人	18 人	6 人	3 人	6 人	8 人
内看護師		2 人					
内管理栄養士		1 人	1 人				
保育時間	7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00	7:30～18:30	7:00～18:00	7:00～18:00
延長保育	～19:00	～19:00	～19:00	～19:00		～19:00	～19:00
一時預かり	○	○	○	○	○	○	○
病児・病後児 保育		体調不良児 対応型					
障害児保育	○	○	○	○	○	○	○
制服など		体操着 (2歳以上)					
送迎バス		○		○		一部地域	

《役場担当窓口》

健康福祉課
館岩総合支所
伊南総合支所
南郷総合支所

子育て支援係
町民課住民係
町民課住民係
町民課住民係

電話 0241-62-6170
電話 0241-78-3325
電話 0241-76-7713
電話 0241-72-2225

(1) 保育所保育料について

○保 育 料

南会津町では保護者の負担を軽減するため、国の基準より保育料を低く抑え、独自に年齢別の基準額を定めています。さらに、子育て世帯を支援するため、3歳児クラス以上の保育料と副食費を無償化しています。(通園費用、主食費、傷害保険料、行事費などは保護者の負担となります。)

毎月の保育料は、原則として入所児童のクラス年齢(※)と、保護者の住民税課税額の合計額に基づき算定します。祖父母など扶養義務者が家計の主宰者である場合は、父母に加えてその方の分も加算されます。なお、4月から8月分までは前年度住民税額(前々年の所得)で、9月から3月分は当年度住民税額(前年の所得)によって保育料を算出し決定します。

保育料の算定方法は町立・私立とも同じです。保育料の詳細は保育料基準額表(P19)を参照ください。

病気や家庭の事情などにより登所できない場合も在籍の事実をもって保育料がかかりますのであらかじめご承知おきください。

※年齢・クラスの取扱い

令和7年4月1日時点の年齢が、令和7年度のクラス年齢となります。

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和6年4月2日以降
1歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日

○保育短時間認定

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」により、保育時間を最大8時間とする「保育短時間」と最大11時間とする「保育標準時間」の二つに区分されることになりました。これは保護者の就労時間等による「保育の必要量」から、最大利用可能時間を認定するものです。

保護者が負担する保育料についても「保育短時間」は「保育標準時間」と比較して若干安価に設定されていますが、「保育短時間」は、最大8:30から16:30までの8時間が保育時間となるため、それ以前、それ以降に利用した場合は延長保育料(1回300円)を別途負担していただくことになります。

○保育料の納入方法

保育料の納入方法は、特別な事情がある場合を除いて原則、口座振替による納付をお願いします。口座振替申込書は、町、町内金融機関、保育所に備えてありますので、記入例を参考に希望される金融機関でお手続きください。

記入例

※○枠部分を記入し、ご希望の金融機関に提出してください。

様式第1号（第5条、第9条、第12条関係）

金融機関用

南会津町税等預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

取扱金融機関 御中

納入義務者	住所	〒□□□-□□□□
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	() -

私は、町税等の口座振替（自動払込）を下記のとおり（依頼）変更・廃止したいので、申請します。（ゆうちょ銀行は依頼のみ） ※該当内容に○をつけてください。

記

振替指定口座	民間金融機関 ゆうちょ銀行	銀行・信金・農協		店（所）		
		科目	1 普通預金	口座番号		
			2 当座預金	番号		
		コード	通帳記号（ ）		通帳番号（右詰で記入）	
		166-30				
		加入者名	福島県南会津郡南会津町役場		口座番号	02190-4-960043
口座名義人	フリガナ	（お届け印）				
	氏名					
	住所	〒 -				
開始年月		年 月分				

金融機関使用欄

受付印

検印係員

印鑑照合

口座番号は、右詰めで記入してください。

口座振替（自動振替）を希望する種目と、納付方法の該当する番号に○印を付けてください。

納付種目	納付方法	納付種目	納付方法
1 町県民税	1 期別 2 全期前納	11 ホームヘルプサービス負担金	
2 固定資産税	1 期別 2 全期前納	12 ショートステイ負担金	
3 軽自動車税		13 デイサービス負担金	
4 国民健康保険税		14 介護保険料	
5 保育料		15 水道料金	
6 学童保育負担金		16 下水道使用料	
7 住宅使用料		17 公共下水道受益者負担金	
8 幼稚園授業料		18 奨学資金返還金	
9 教職員住宅使用料			
10 後期高齢者医療保険料			

※ 口座振替日（払込日）は、各納期月の末日となります。ただし、教職員住宅は毎月25日が口座振替日（払込日）となります。（非営業日の場合は、翌営業日となります。）

※ この用紙は、納期限の1ヶ月前までに金融機関へ提出して下さい。

※ 固定資産税に係る納入義務者の名義で、個人、共有（○外○名）、相続分（○外○分）がある場合は、それぞれに提出して下さい。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

○保育料の変更・減免

結婚や離婚等により世帯の状況に変更があった場合、修正申告を行った場合や転職した場合等は、認定区分や保育料が変更となることがありますので、必ず保育所または健康福祉課へ申し出てください。

また、罹災した場合や、児童が傷病により14日以上入院し登所できない場合には、保育料が減免されることがありますので、保育所にご相談ください。なお、変更・減免は原則として申請のあった翌月からの適用となります。

保育所保育料基準月額

令和6年11月1日現在

※欄内上段：保育標準時間、欄内下段：保育短時間

			保育料基準額（月額）		
階層区分	定義		2歳未満児	2歳児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円	0円
			0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円
			0円	0円	0円
第3階層	市町村民税の課税世帯であって、その所得割の金額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	13,700円 13,600円	13,700円 13,600円	0円 0円
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	21,000円 20,800円	20,000円 19,700円	0円 0円
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	31,200円 30,800円	29,100円 28,700円	0円 0円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	42,700円 42,100円	35,900円 35,400円	0円 0円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	56,000円 55,200円	43,400円 42,800円	0円 0円
第8階層		397,000円以上	72,800円 71,700円	56,600円 55,800円	0円 0円

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等

			保育料基準額（月額）		
保護者がひとり親（母子又は父子家庭）の場合、在宅家族に身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた方がいる場合	階層区分		2歳未満児	2歳児	3歳以上児
	第3階層		6,900円	6,900円	0円
			6,800円	6,800円	0円
	第4階層のうち所得割額が77,101円未満の世帯		10,500円	10,000円	0円
			10,400円	9,900円	0円

割引制度

同時入所（※） 未就学児童が同じ又は他の保育所、幼稚園等に入所している場合 第2子目：基準月額の1/2の軽減 第3子目以降：無料
多子軽減（※） 第3子目以降の3歳未満児について、 第2～4階層までは約1/2、 第5～8階層までは約1/4の軽減
入院等の減免 入所児童が傷病により14日以上入院した場合は、申請により日割りで減免を受けることができます。

※所得割額等により算定方法等が異なる場合があります。

年齢区分

3歳以上児

保育実施年度の4月1日までに満3歳に達する児童及び達している児童をいう。

2歳児

保育実施年度の4月1日までに満2歳に達する児童をいう。

2歳未満児

保育実施年度の4月1日までに満2歳に達していない児童をいう。

(2) 保育内容について

○保 育 時 間

保育時間は、各保育所により異なります。また、全保育所で延長保育を実施し午後7時まで（館岩幼稚園小規模保育所に限り午後6時30分までの通常保育のみとなります）お子さんをお預かりしております。詳しくは、「**保育所一覧（P16）**」、または各受付窓口にお問い合わせください。

○送迎について

①送迎は保護者の責任でお願いします。

他の人に頼むときは、前もって保育所に連絡をしてください。

②送迎時を利用して、お子さんの様子を保育士と話し合うよう心がけてください。

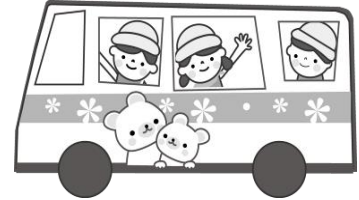
③田島保育園では、保護者会の要望（就労の手助け）として送迎バスを運行しています。

暁の星幼稚園小規模保育所でも送迎バスを運行します。

また、伊南保育所では、一部地域のみスクールバスによる送迎を実施しております。

送迎バスには、安全装置を設置しておりますので安心してご利用ください。

希望する方は、各保育所へお問い合わせください。



○給 食

【給食のねらい】

◇児童の身体や心の発達を図る。

◇児童の健康を増進し、体力の向上を図る。

◇楽しい雰囲気の中で望ましい食習慣や、栄養、衛生の知識を身につける。

◇食文化の伝承を促す。

【給 食 内 容】

◇田島保育園

・全園児、完全給食です。（調乳室完備）

・0歳児は離乳食（粉ミルクも用意してあります。）、1～2歳児はステップ食、3～5歳児は幼児食。発育状況に合わせて管理栄養士が調理・献立内容を作成しています。

◇町立保育所、びわのかげ保育所

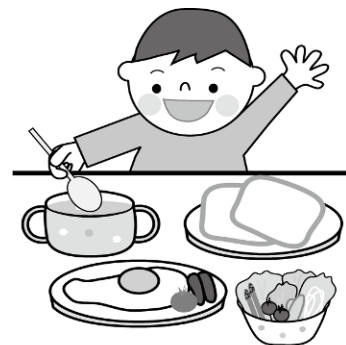
・1，2歳児クラスは完全給食、3歳児クラス以上の児童は、副食給食（おかず）となりますので主食（ご飯等）を持たせてください。

◇共通

・おやつは3歳児クラス未満が午前・午後の2回、3歳児クラス以上は午後1回です。アレルギー体質の児童については、個別に対応し除去食を出しています。

・毎月、ご家庭に給食予定献立表を配布して、献立内容をお知らせします。

・また、食育の取組を実施しています。各保育所ではアレルギー献立表と確認表をお渡しします。



○健康 管 理

①検温

毎朝登所前に子どもの検温をお願いしています。これは、その日の子どもの体調確認と、前日までの様子を含め体調を崩す恐れがないか、登園が可能かを判断していただくためのものです。

保育所でも子どもの体調管理のため検温を行う場合があります。詳しくは各保育所へお問い合わせください。



②発熱や下痢

保育所において下痢や発熱、食欲が無いなど健康状態が悪いときにはご連絡いたします。その場合、お迎えをお願いすることがありますので、連絡先を明確にしておいてください。

③くすり

緊急にやむをえず薬を飲まなければならない場合は、薬の量や時間など連絡ノートで保育所に詳しくお知らせください。



ただし、医師から処方された薬のみの服用です。

町立保育所、びわのかげ保育所は「くすり連絡票」での依頼確認をします。

田島保育園では、服薬依頼書及び薬の説明書の提出が必要です。

④フッ素洗口

虫歯予防のため、フッ素洗口を実施しています。(4歳児クラス以上の希望する児童に実施)

※田島保育園のみ3歳児クラス以上の希望する児童に実施。

⑤その他

子どもに発熱などの症状が見られない場合でも、いつもと様子が違うなど気になる点がある場合は、必ず保育所にお知らせください。

ひきつけ、間接脱臼、アレルギー体質、小児ぜんそく、心臓病、腎臓病など、日常生活において、注意又は配慮を必要とすることがありましたら必ず事前にお知らせください。

※前日もしくは当日の朝に変化がありましたら、保育士に必ず口頭、又は連絡ノート等で伝えてください。



(3) 特別保育事業等の内容について

○延長保育

保護者の就労形態、家庭内のやむを得ない事情等のため、保育時間の延長が必要な場合に、保護者の申請により時間を延長して保育するものです。利用にはあらかじめ申込みが必要になります。詳しくは保育所へご確認ください。

【実施保育所】 全保育所

【利用料】 1回 300 円

※「保育標準時間認定」の方は 18：00 以降

「保育短時間認定」の方は 8：30 以前と 16：30 以降



○乳児保育

入所希望日の属する月の初日で、産休明けから満 1 歳未満の乳児を保育するものです。

【実施保育所】 田島保育園

○一時預かり

保護者の通院、冠婚葬祭、里帰り出産等の理由で保育ができない方、保護者の育児等に伴う心理的・体力的負担を解消するなどの場合に、お子さんを一時的にお預かりするものです。利用には事前申込みが必要です。(町立保育所、びわのかげ保育所 1 歳～ 田島保育園 0 歳～)

【実施保育所】 全保育所

【利用料】 3 歳児クラス未満 1 日 2,000 円 3 歳児クラス以上 1 日 1,800 円

※保育時間が午前のみ又は午後のみの場合は半額となります。

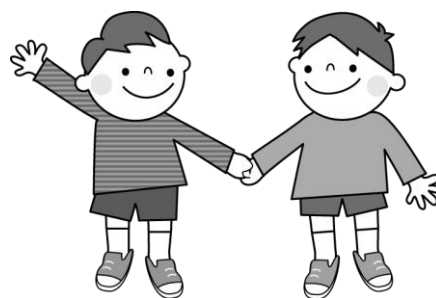
※生活保護世帯の子どもの利用料は無料となります。

※一時預かりには、ひと月当たりの利用日数に上限があります。利用理由によって上限が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

○障がい児保育

心身の発達に不安のある児童を、保育所での集団生活により健全な発達を図ることをねらいとして保育を行うものです。

【実施保育所】 全保育所



○病児・病後児保育（体調不良児対応型）

児童の体調不良時の保育は保護者が行うことを原則としていますが、在園児が保育中に体調を崩すなどした場合に、保護者が迎えに来るまでの間、常勤の看護師が医務室で緊急対応を行います。

【実施保育所】 田島保育園

4. 幼稚園

○幼稚園とは

幼稚園は学校教育法に基づく教育施設です。満3歳から小学校入学前までの子どもが、全国共通の教育課程に基づく教育を受けることができます。

3歳になると、子どもは、まわりへの興味・関心、人とのつながりなどが急速に広がり、親への全面的な依存の状態から自立に向かいはじめます。幼稚園は、このような発達を踏まえて、集団生活の中で、一人一人のよさや可能性を伸ばしていくところです。

○入園の対象となる子ども

南会津町内に住んでいる満3歳から小学校入学前までの子どもです。

南会津町の幼稚園一覧（令和6年11月1日現在）

		田島地域	舘岩地域
運営形態		私立	町立
幼稚園名		田島カトリック 暁の星幼稚園	舘岩幼稚園
所在地		田島字根小屋甲 4242 番地	松戸原 55 番地
電話番号		62-0568	78-3430
定員		25 人	70 人
保育時間 (月～金曜日)		8 : 30～14 : 30	8 : 30～15 : 00
受入年齢		満3歳～	満3歳～
預かり保育 (月～金曜日)	平日	7 : 30～8 : 30 14 : 30～18 : 30	7 : 30～ 8 : 30 15 : 00～18 : 30
	長期休業時 (夏休み等)	7 : 30～18 : 30	7 : 30～18 : 30
制服		○	
給食		○	○
送迎バス		○ ※安全装置設置済	

（１）幼稚園利用料について

○利用料

南会津町では保護者の負担を軽減するため、満３歳児クラス以上の利用料と副食費を無償化しています。

※通園費用、主食費、傷害保険料、行事費などは保護者の負担となります。

（２）幼稚園預かり保育等について

○預かり保育（一時預かり事業幼稚園型Ⅰ）

保育が必要な幼稚園に在籍する子どもについて、正規の保育時間の前後又は長期休業日等に保育を行うものです。預かりの時間や料金体系は幼稚園毎に異なります。

利用するには、事前に申込みが必要です。詳しくは幼稚園にお尋ねください。

【実施幼稚園】

田島カトリック暁の星幼稚園

- ・平日１日 400 円（一か月の上限 4,500 円）
- ・月契約 4,500 円
- ・長期休業期間（夏休み等）半日 400 円 １日 800 円

館岩幼稚園

- ・１時間当たり 200 円（冬期間 11～3 月 300 円）
- ・一か月の上限 7,500 円



5. 子育て支援について

南会津町では、保育所入所応援成事業、パパママ応援交付金事業、児童手当給付、乳幼児医療費助成、こども家庭センター『えがおぷらす』を開設するなど、様々な子育て支援に取り組んでいます。ここでは、保育所や幼稚園等で実施している子育て支援の取組みについて紹介します。（詳しくは各保育所、幼稚園等にお問い合わせください。）



○子育て支援センター

子育て支援センターは0歳から就学前のお子さんを持つ子育て家庭が、つどい、交流できる場です。

お子さんを遊ばせることはもちろん、子育てに関する相談を受けたり、子育て情報の交換、ママ友づくり等が行え、気軽に利用できる施設です。

また、西部地域では「つどいの広場」を開催しています。

【実施保育所】 田島保育園子育て支援センター 電話62-2677
びわのかげ子育て支援センター 電話62-9703
つどいの広場（西部地域） 月に9回程度

○園庭の開放等

子育て中の家庭などを対象に、保育所、幼稚園の園庭等を開放しています。

親子の情報交換、子ども同士のふれあいの場、他児との関わり方を学ぶ機会等としてご利用ください。

【実施保育所】 すくすく広場（9:30～11:00 祝祭日除く）
田部原保育所 毎月第1・3火曜日
伊南保育所 毎月第2・4火曜日
南郷保育所 毎月第1・3火曜日
【実施幼稚園】 田島カトリック暁の星幼稚園 毎週火・水曜日 10:00～12:00
館岩幼稚園
実施日は毎月発行の生涯学習カレンダーでご確認いただけます。

○未就園児保育

未就園の子どもを対象に〈うさちゃんクラブ〉を開催しています。

【実施幼稚園】 田島カトリック暁の星幼稚園
毎週木曜日 10:00～12:00

○こども誰でも通園制度試行的事業

保護者の就労要件等を問わずに時間単位で柔軟に保育園等を利用できる制度です。

【実施施設】 田島保育園
【対象年齢】 6か月～2歳



○南会津町こども家庭センター『えがお ぷらす』

令和6年5月に安心して子育てができる環境づくりのため、健康福祉課内に「南会津町こども家庭センター『えがお ぷらす』」を開設しました。

『えがお ぷらす』は、妊娠や出産、子育ての様々な相談に応じ、必要なサービスやお手伝いできる機関を紹介するなど、町民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう子育て世代を支援します。

【たとえば…】

- ・赤ちゃんを育てる自信がない、子育てがうまくできていない気がする。
- ・夜泣きが続いてつらい。
- ・ことばの発達が遅い気がする。発音が気になる。
- ・友だちとうまくやれているか心配。
- ・発達障がいについて知りたい。
- ・不妊・不育の治療の相談はどこにしたらいいの？ 等



【相談スタッフ】

子育て支援専門員（公認心理師、言語聴覚士、保育士）を中心に、保健師や専門員が関係機関と連携して、お母さんやご家族の相談に応じます。

【相談方法】

電話相談 62-6170（『えがお ぷらす』に相談とお伝えください。）

メール相談 egao@minamiaizu.org

※相談は無料、秘密は厳守します。

※来庁時の面談や訪問相談も対応します。



メールでの相談はこちらから

【子育て情報を発信しています】

Instagram を開設しました。

ユーザー名 minamiaizutown_egao

アカウントQRコード





〒967-8501
福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1
南会津町健康福祉課子育て支援係

TEL 0241 (62) 6170

FAX 0241 (62) 6106

URL <http://town.minamiaizu.lg.jp>



